

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	4

令和8年9月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社エステイ（法人番号：4010601032668） 代表者 四分一 徹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区古石場2-9-4 (本社営業所) 東京都江東区古石橋2-9-4
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月15日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)輸送実績報告書報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年9月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	新倉観光バス株式会社（法人番号：8090001009545） 代表者 渡邊 一美 渡邊 健
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県富士吉田市新西原3-14-16 (本社営業所) 山梨県富士吉田市新西原3-14-16
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和8年7月9日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年9月10日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社 M. L. S (代表者: 宮負 薫) 千葉県山武市椎崎89-4
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 千葉県山武市椎崎89-4
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分7日間及び輸送施設の使用停止処分370日車
(5) 主な違反事項	疾病のおそれのある運行の業務 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
(6) 違反行為の概要	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことをきっかけとして、令和7年2月14日、同年2月27日及び同年3月11日に監査を実施。18件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項) (2) 疾病のおそれのある運行の業務 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項) (3) 点呼の実施義務違反等 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) (4) 点呼記録の不実記載 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) (5) 業務記録の記載事項違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項) (6) 業務記録の不実記載 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項) (7) 運行記録計による記録義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条) (8) 運行記録計による記録の不実記録 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条) (9) 運転者台帳の記載義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項) (10) 運転者に対する指導監督違反等 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) (11) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項) (12) 定期点検整備の実施違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3) (13) 点検整備記録簿の記録義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3) (14) 運行管理者に対する指導及び監督違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条) (15) 運行管理者の講習受講義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項) (16) 事業計画の変更認可違反 (貨物自動車運送事業法第9条第1項) (17) 事業計画事前届出違反 (貨物自動車運送事業法第9条第3項) (18) 自動車に関する表示義務違反 (道路運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 44点 当該事業者の累積点数 (関東運輸局管内) 44点

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	葵物流 株式会社（代表者：石井 公博） 千葉県長生郡長柄町刑部字鳥越 1 2 1 0
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 千葉県長生郡長柄町刑部字鳥越 1 2 1 0
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分 30 日間及び輸送施設の使用停止処分 40 日車
(5) 主な違反事項	勤務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）
(6) 違反行為の概要	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知及び労働局からの通報をきっかけとして、令和7年8月26日及び同年9月22日に監査を実施。7件の違反が認められた。 （1）勤務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） （2）点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） （3）業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） （4）運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） （5）運行指示書の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3） （6）運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） （7）事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 34点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 34点